

個人賠償責任共済付 自転車共済

損害賠償の限度額は2億円です。
受託品（レンタル品、預かった物）も
補償範囲となるので、暮らしの安心の
ために加入しましょう。

自転車に乗る家族全員の安心・安全は自転車共済で！！

保障内容と掛金

自転車運転者の加入義務

● 個人賠償責任共済（組合員が契約者）

日本国内における日常生活に起因した事故で
法律上の損害賠償責任を負った場合に

2億円を限度に補償されます。

年掛金 2,000円で**家族全員**が補償されます。

個人賠償責任共済の補償範囲

- 組合員（契約者本人）
- 契約者の配偶者
- 契約者または配偶者の同居の親族
- 契約者または配偶者の別居の未婚の子



● 自転車災害共済（任意で1名ずつの申し込み）

日本国内における自転車の運行に関わる交通事故で、
事故の日から180日以内の死亡、入院、通院または
事故による後遺障害となった場合に保障されます。



年掛金は
1人あたり
600円です。

自転車災害共済に加入できる方

- 組合員（契約者本人）
- 契約者の配偶者
- 契約者と同一生計の子（別居可）
- 契約者と同一生計の同居の親族

自損事故でも 警察に連絡を

自転車事故は必ずその
時点で警察に届けな
ければなりません。後日
では事故届を受理され
ないケースがあります。
公的な交通事故の証明
が得られない場合は、
事故の日から1カ月を
超える入通院および
1カ月以内でも10回を
超える入通院の共済金
が制限されます。

自転車災害共済保障内容

共済事由	保障内容
入院	3000円/日
通院	1000円/日
後遺障害	150万円 ～6万円
死亡	150万円

入院は180日限度、通院は90日限度。
入院と通院を合わせ180日が限度。

補償期間

2026年7月1日
～2027年6月30日

申し込み締め切り

2026年6月15日(月)
京滋労働共済 必着

毎月1日付の発効が可能です。発効日の
前月15日までに組合にお申込みください。

〒606-8397

京都市左京区聖護院川原町4-13 京都教育文化センター4F

TEL.075-771-2200 FAX.075-771-8606

京滋労働組合共済会

自転車保険（賠償責任保険）の加入は義務！！

自転車事故により、相手を死傷させてしまったときに、運転者に高額な損害賠償が請求されることがあります。

そのため全国で、自転車を利用する場合に、賠償責任保険または賠償責任共済の加入を義務化する条例が作られています。



賠償額	判決	事故の内容
約 9500万円	神戸地裁（2013年）	小学5年生の男児が散歩中の女性と衝突、女性は寝たきり状態に。
約 9300万円	東京地裁（2008年）	男子高校生が歩道から車道を斜めに横断して男性と衝突。男性は障害が残る。



万が一加害者になってしまっても困らないように、賠償責任共済に加入しましょう。

京滋労働共済の賠償責任共済は補償限度額 2 億円！！

賠償の対象になるもの、ならないもの	
対象になる主な例	対象にならない主な例
自転車の運転中に相手にケガをさせた場合	自動車、原動機付自転車等の所有、使用等に起因する場合
不注意で店の商品を破損してしまった場合	契約者または被共済者の故意に起因する場合
飼い犬が他人を噛んでしまい、ケガをさせた場合	職務遂行に直接起因する（仕事上の）事故の場合
住んでいるマンションで階下に水漏れをしてしまった場合	特定小型原付（電動キックボード等）の所有、使用等に起因する場合

京滋労働共済の実施する賠償責任共済は、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。



※原付バイクや電動キックボードは対象になりません。電動アシスト自転車は対象となります。

自転車の交通違反に「青切符」が導入されました。

主な自転車の交通違反と反則金額		
<p>スマホ「ながら運転」</p> <p>1万2000円</p>	<p>信号無視</p> <p>6000円</p>	<p>逆走・歩道走行</p> <p>6000円</p>
<p>一時不停止</p> <p>5000円</p>	<p>傘差し・イヤホン使用</p> <p>5000円</p>	<p>2台以上で並走</p> <p>3000円</p>

左は青切符違反の主な事例です。

「悪質・危険な違反に直ちに当たることがないときは、原則として、検挙は行わず、指導警告を行います」と警察庁から発表されています。

つまり、実際に交通事故の原因となるような「悪質・危険な違反」に対して取り締まりをすることです。

なお、「飲酒運転」「妨害運転」「携帯電話使用等運転」などは赤切符対象となり刑事罰の対象になります。

また、青切符対象の違反であっても実際に交通事故を起こした場合には、赤切符対象となる場合があります。

青切符違反は16歳以上（高校生含む）が対象となります。ただし16歳未満であったとしても、赤切符違反に該当する場合は、刑事処分の対象になります。

自動車や原付の運転免許を保有している方の、自転車乗用中に重大な事故や違反があった場合は、免許停止となる場合もあります。